上田市温浴施設事業性簡易診断調査業務委託に係る
公募型プロポーザル評価基準

1 評価項目及び配点

評価項目		評価のポイント	配点
事業者の評価（30 点）	温浴施設の運営実績	自ら又はグループ会社において温浴施設を経営し、その実務に基づく知見を有しているか	10
	公立日帰り温浴施設の運営引継ぎ実績	地方公共団体が設置した日帰り温浴施設の運営を引き継いだ実績を有するか	10
	財政負担の解消実績	前記の引継ぎにより、当該地方公共団体の財政負担を解消した実績を有するか（軽減にとどまるものは低く評価する。）	10
企画提案の評価（60 点）	業務の理解度及び対象施設の特性の把握	本業務の趣旨を的確に理解し、市の公表資料を分析した上で、対象2施設の個別の特性及び課題を踏まえた提案となっているか	10
	調査手法及び分析手法	調査及び分析の手法が具体的であり、スケジュールに実現性及び妥当性があるか	10
	財政負担の軽減に向けた取組の考え方及び検証の方法	市の財政負担を軽減するための着眼点が具体的に示され、その効果を検証する方法が明らかになっているか	20
	運営スキームの転換に係る検討の具体性	指定管理者制度によらない運営形態への転換について、検討の進め方が具体的に示されているか	10
	独自提案	本市が想定していない視点からの有効な提案があるか	10
実施体制の評価（5 点）	実施体制	業務に見合った適正な人員配置となっているか	5
見積額の評価（5 点）	見積額	最低金額を「5点」とし、その他の得点を（最低金額／当該金額）×5で算出する。 ※ 小数点以下第3位を四捨五入する。	5
		合　計	100

2 採点及び選定の方法

⑴ 審査委員ごとに評価項目ごとに採点し（見積額は事務局が算定する。）、最も高い点数及び最も低い点数を各1人分除いた委員の採点の平均点を総合評価点とする（小数点以下第3位を四捨五入）。ただし、採点に加わった委員が4人以下の場合は、これらを除かずに平均点を算出する。

⑵ 総合評価点が最も高い者を契約候補者とし、次順位者を特定する。ただし、総合評価点が 50 点に達しない者は選定しない。参加が1者の場合も同様とする。

⑶ 総合評価点が同点の場合は、「財政負担の軽減に向けた取組の考え方及び検証の方法」の評価点の平均点が高い者を上位とし、なお同点の場合は、審査委員会の合議により決定する。
⑷ 「事業者の評価」の実績は、客観的な資料により確認できるものに限り評価する。この実績には、グループ会社（参加事業者の親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社をいい、親会社及び子会社の意義は会社法第2条第3号及び第4号による。）の実績を含み、その場合は参加事業者の関与を含めて評価する。
⑸ 「財政負担の解消」とは、指定管理料その他の経常的な財政支出を要しない状態としたことをいう。大規模修繕等の臨時の支出が残る場合も、解消に当たるものとする。